川崎市契約条例一部改正の説明会

日時：平成２３年2月２４日（木）
１回目　　午前１０時から
２回目　午後1時３０分から
場所：川崎市役所第４庁舎２階大ホール
（旧いさご会館）

１　開会

２　「川崎市契約条例の一部を改正する条例」の内容について

３　質疑応答

４　閉会

Ⅰ　契約条例改正の概要

平成２２年１２月の第５回川崎市市議会定例会において、川崎市契約条例の一部を改正する条例（平成２２年川崎市条例第４１号）が可決されました。これにより、主に市の事務手続きについての規定が定められていた従来からの川崎市契約条例が改正され、**①市と契約の相手方等の責務、②契約に関する基本方針、③いわゆる公契約の規定**の３つが新たに条例に盛込まれました。

本日の説明会では、この新しい川崎市契約条例の概要について御説明します。

１　条例改正の背景

本市が発注する公共工事等においては、低価格での入札が増加しており、今後このような状況が続くと、ダンピング受注の発生や下請業者、労働者へのそのしわ寄せが懸念されるところです。

厳しい経済情勢が続く中にあって、持続的に発展する、安定した活力ある地域社会と豊かな市民生活を実現させるためには、労働者の雇用対策など市民の生活基盤の安定化を図る取組が必要であると、本市では考えています。

２　条例改正の目的と内容

（１）改正の目的

今回の条例の改正目的は、市及び市の契約の相手方等の責務を規定するとともに、契約に関する基本方針を定め、それに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することです。

（２）改正の内容

目的の達成のために、条例に新たに次の規定を設けます。

※なお、現行の規定については、内容に変更はなく、そのまま条例に規定します。

ア　市及び市の契約の相手方等の責務規定

（ア）市の責務

契約に関する基本方針を定め、それに基づき施策を実施すること。

（イ）市の契約の相手方等の責務

市の契約の相手方等は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任が生ずることを自覚し、契約に関する施策への協力、契約の適正な履行を通じ、市民の福祉の増進に寄与するよう努めなければならない。

イ　契約に関する基本方針の規定

（ア）契約の透明性を確保するとともに、公正な競争を促進し、談合等の不正行為の排除を徹底すること。

（イ）契約により地球環境の保全その他の市の重要な政策を推進すること。

（ウ）市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。

（エ）価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び質が総合的に優れた内容の契約とすること。

（オ）契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。

ウ　特定工事請負契約・特定業務委託契約の規定

いわゆる「公契約」に関する規定を新設します。一般的に、公共事業に従事する労働者の賃金等について、その条例等で定める最低額以上の支払義務を契約の相手方に定める契約のことを、「公契約」と呼んでいます。**条例では、これを特定工事請負契約・特定業務委託契約と規定**しています。

Ⅱ　特定工事請負契約・特定業務委託契約制度について

本市と特定工事請負契約・特定業務委託契約を締結する方（以下「受注者」といいます。）は、その契約に従事する労働者（以下「対象労働者」といいます。）に支払われるべき賃金等（以下「作業報酬」といいます。）について、条例で定める基準額以上支払われるようにしなければなりません。対象労働者は、受注者が直接雇用する労働者だけでなく、下請業者に雇用される労働者や派遣労働者も含まれます。

作業報酬に関する規定は、本市と受注者お互いが順守する契約事項の１つとして、契約締結時に契約書（具体的には契約書の約款）にその旨を記載します。

市は、必要に応じて受注者に対し作業報酬に関する規定の**履行状況の調査**をすることができます。その調査の結果、違反がある場合には**是正措置を求め**、もし受注者が調査に協力しない場合や是正措置を講じない場合には、**契約不履行として契約の解除**をすることができます。さらに、契約解除に伴う**違約金の請求、指名停止等**をすることができます。

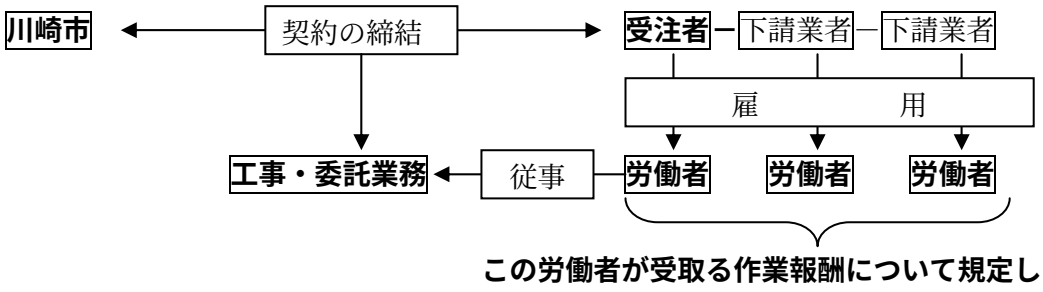

１　特定工事請負契約（特定業務委託契約）の制度の内容

（１）対象となる契約の範囲

ア　特定工事請負契約

予定価格６億円以上の工事請負契約

イ　特定業務委託契約

予定価格１，０００万円以上の委託契約のうち次に掲げる業種・種目に該当するもの

業種	種目
警備	人的警備、駐車場管理
建物清掃等	建築物清掃、建築物環境測定、建築物空気調和用ダクト清掃、建築物飲料水水質検査、建築物飲料水貯水槽、清掃建築物排水管清掃、建築物ねずみこん虫等防除、建築物環境衛生総合管理
屋外清掃	道路清掃、下水道清掃、汚水処理施設清掃
施設維持管理	電気・機械設備保守点検、エレベーター保守点検、空調・衛生設備保守点検、消化設備保守点検、ボイラー維持管理、浄化槽保守点検、下水管きょテレビカメラ調査、その他の施設維持管理
電算関連業務	データ入力

指定管理者と締結する協定

※予定価格は、税込みの金額です。

※対象となる案件は、川崎市長が発注するものだけでなく、公営企業管理者（上下水道局、交通局及び病院局）が発注する案件を含みます。

※対象となる案件については、予め入札参加者等がわかるように、発注の際にその案件が条例の特定工事請負契約・特定業務委託契約に該当することを、一般競争入札の公告・お知らせ、指名通知書等に記載します。

（２）適用開始時期

平成２３年４月１日から発注するものから適用します。

具体的には、４月１日から一般競争入札の公告をするもの、指名通知をするもの等です。

（３）対象労働者の範囲

条例の対象となる労働者（例）

○正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者など、原則として当該契約に係る業務に従事する労働者（労基法第 9 条の労働者）。

【工事のみ】請負契約によるいわゆる「一人親方」（自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者）も含みます。

○元請業者（市と特定工事請負契約を締結した会社＝受注者）に雇用される労働者だけでなく、下請業者に雇用される労働者も対象。

【工事のみ】ただし、下請業者は、建設業法第 2 条第 5 項に規定する「下請負人」をいいます。

条例の対象とならない労働者（例）
○同居の親族のみを使用する会社の労働者、家事使用人 ○労働者ではない方（ボランティア、役員等） ○最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける方。ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている方に限ります。 ○海外において当該工事に従事する者（例えば、工場製作で海外の工場に従事する者） ○【工事のみ】工事の作業に従事する者であって「公共工事設計労務単価」の５１職種のいずれにも該当しない労働者

（４）作業報酬下限額の基準、決定方法

ア　基準

（ア）特定工事請負契約･･･本市の工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額

※本市は、神奈川県の設計労務単価を使用しているので、その額を勘案します。

※設計労務単価は５１職種ごとに５１の単価があるため、作業報酬下限額も、この基準に対応し５１職種ごとに５１の作業報酬下限額を設定します。

（イ）特定業務委託契約･･･本市に適用される生活保護基準

※業務委託の作業報酬下限額は、全委託業務に適用する１つの額を定めます。

イ　決定方法

外部委員（事業者、労働者及び学識経験者）から構成される「川崎市作業報酬審議会」の意見を聴いた上で、市長が決定します。

ウ　決定時期

平成２３年度（平成２３年４月から平成２４年３月まで）中に契約する案件の作業報酬下限額
⇒　平成２３年３月に決定、告示

平成２４年度（平成２４年４月から平成２５年３月まで）中に契約する案件の作業報酬下限額
⇒　平成２３年７月ごろに決定、告示

※以後、適用年度の前年７月ごろに決定、告示します。

２　契約書に記載する内容、受注者の業務

作業報酬に関する規定は、本市と受注者お互いが順守する契約事項の１つとして、契約締結時に、契約書（具体的には契約書の約款）にその旨を記載します。

（１）台帳の作成・提出

対象労働者の台帳を随時作成し、市に提出します。台帳には、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額等を記載します。台帳を作成する際は、予め対象労働者から台帳に登載することの同意を得てください。下請業者、派遣事業者に雇用される対象労働者の台帳

についても受注者（元請事業者）が台帳の作成に責任を持ちます。台帳の作成は、会社の賃金支払い期間に準じて作成します。

（２）労働者への周知

受注者は、対象労働者に次の事項を周知します。

ア　条例の対象となる労働者の範囲

イ　作業報酬下限額

ウ　条例に関する申出先

エ　不利益な取扱いを受けないこと

周知の方法は、事業場の見易い場所にポスター等を掲示して周知するか、チラシ等を配布することで周知します。

（３）対象労働者への対応

対象労働者は、受注者又は川崎市に条例の履行状況の確認等のために、その旨の申出をすることができます。申出は文書で行います。

受注者は、申出をしたことを理由として対象労働者を解雇する等の不利益な取扱をしてはなりません。また、申出があった場合には誠実に対応するようにしてください。

（４）作業報酬の支払い

作業報酬の支払いは、作業報酬と基準額を比較して判断します。

受注者は、対象労働者に支払われる作業報酬（賃金・請負代金）が、作業報酬下限額に労働時間とする時間数を乗じた額で算出される「基準額」を下回らないようにしてください。

対象労働者は、元請である受注者が雇用する労働者だけでなく、下請業者が雇用する労働者も含まれますので、注意してください。

作業報酬 ←――― 比較 ―――→ **基準額**

賃金・各種手当＋割増賃金　　**作業報酬下限額×労働時間数（割増したもの）**

※作業報酬とは、賃金又は請負代金のうち規則等で定めるものをいいます。具体的には、基本給の部分だけでなく、各種手当で該当するものが含まれます。

（５）履行状況の確認

市は、対象労働者からの申出や必要に応じて、履行状況の調査を行います。調査の結果、受注者に違反があれば、市は受注者に是正措置を求め、なお改善されない場合には、契約の解除ができます。

≪履行状況の確認フロー≫

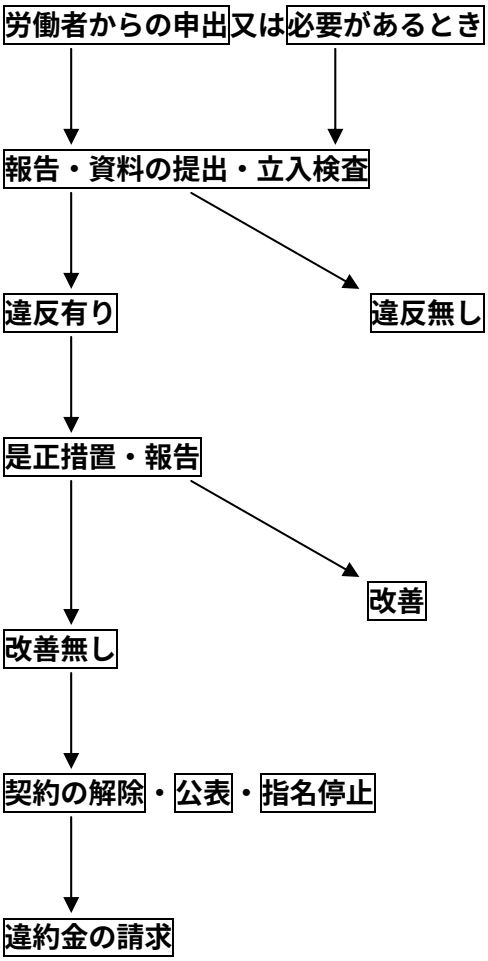

（6）その他

詳細な手引き、様式等については、今後契約課のホームページ「入札情報かわさき」に掲載します。

また、本日の説明会資料についても掲載する予定です。

≪参考≫

労働基準法（昭和２２年法律第４９号）（抜粋）

（定義）

第九条　この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第七条　使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業能力開発促進法 （昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項 の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四　軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

最低賃金法施行規則（昭和３４年労働省令第１６号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第三条　法第七条第三号 の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則 （昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条 に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練又は同条 に定める専門課程の高度職業訓練を受ける者であつて、職業を転換するために当該職業訓練を受けるもの以外のものとする。

２　法第七条第四号 の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。ただし、軽易な業務に従事する者についての同条 の許可は、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとする。

第四条　法第七条 の許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。